

 ROTARY CLUB OF NARITA AIRPORT MINAMI DISTRICT 2790 成田空港南R.C. 会長テーマ	 国際ロータリー第2790地区第6分区 創立 昭和41年10月6日 承認 昭和41年11月21日	WEEKLY BULLETIN	
		例会日時 毎週木曜 12:30点鐘 (最終例会 18:30点鐘)	例会場 中国ダイニング富士屋
事務局 〒289-1732 千葉県山武郡横芝光町横芝1519-6 TEL 0479-80-1177 FAX 80-1178 第2790地区ガバナー 関口 徳雄 第6分区ガバナー補佐 土屋 利夫		URL http://www.narita-airport-m-rc.jp E-mail info@narita-airport-m-rc.jp	
平成25年10月31日発行 NO.2070 第2198例会 会長 古西 弘和 幹事 秋葉 講一 会報担当 市原 豊彦			

例会報告(平成25年10月31日)

夜間例会

(中国ダイニング富士屋)

点	鐘	会 長	古西弘和
ソ	ン	「我等の生業」	
唱	和	「四つのテスト」	
会 長	挨拶	会 長	古西弘和
会 務	報告	会 長	古西弘和
幹 事	報告	幹 事	秋葉講一

プログラム

お客様

横芝光町商工会経営指導員 鈴木茂様

各委員会報告

外部卓話 (鈴木茂様)

会長挨拶



皆さん、こんにちは。先週はガバナー公式訪問、大変ご苦労様でした。ガバナー、ガバナー補佐よりお礼のお言葉を頂いております。

本日は、横芝光町商工会経営指導員であります鈴木茂様にお越しいただいております。当クラブの会員のお大半の方はご商売をなさっている方だと思いま

す。平成26年4月より消費税が5%から8%へ引き上げられます。後程、本日のご来訪者の鈴木様より「消費税転嫁対策のポイント」の卓話をいただくことになっております。皆さんの参考になればと思っております。

続いて会務報告をさせていただきます。本日、この例会の前に秋葉幹事と二人で横芝小学校の方へ訪問いたしまして、今年度の社会奉仕活動のひとつであります、テントの贈呈をしまいいりました。その際、横芝光町の広報誌へ掲載していただけるようお願いしました。

おととい東金商工会議所において第3回会長幹事会が行われその中で来る11月10日の地区大会で各クラブの登録人数をガバナー補佐より発表し最後に第6分区総勢何名といたしましたら全員で「ヤー」と言って起立してくださいとのことでした。また、このところ基調講演が終わると皆さんかえってしまう方が多く、そのあとのRI会長代理の講評を聞いてからお帰りいただきたいとのことでした。

今年度の第6分区親睦ゴルフ大会のホストを成田空港南ロータリークラブでお願いできないかと依頼されました。この件に関しては、おにぎり会の内田さん、向後さんと相談して決めたいと思います。

以上で私の挨拶並び。会務報告とさせていただきます。ありがとうございました。

■ 幹事報告



①例会変更のお知らせ

・大綱RC

11/13 (水) 休会 (地区大会に振替)

②R I 日本事務局財団室NEWS11月号が届いております。

③国際奉仕委員会より Newsletter第3号(10-11月号)が届いております。

■ 各委員会報告

◇クラブ管理運営委員会



委員長 伊藤 元雄

10/27日曜日、クラブ管理運営委員会の委員長さんに集まっていたき、12月のファミリー会について話し合いましたので、ご報告いたします。

12月12日 (木) クリスマス会

場所 浜っ子 (八日市場) 貸切り

満席で49名ぐらいいは入れます

大ビンゴ大会を行います。

*いろいろな景品も出ます

皆さん奮ってご参加いただけますようお願い致します。奥様、お子様もぜひお誘い下さい。

■ 卓話



横芝光町商工会

経営指導員 鈴木 茂様

皆さま、こんばんは。横芝光町商工会の鈴木です。本日は、お招きありがとうございます。

さて、本年10月1日に安倍首相が消費税率引き上げの決断をし、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることとなりました。また、同日に、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されました。中小企業・小規模事業者が安心して消費税を転嫁できる特別措置を盛り込んだ法律で、4つの柱から構成されています。

まず一つ目は、「消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置」です。これにより、消費税の転嫁拒否等の行為 (減額、買ったたき等) が禁止され、中小企業等が安心して消費税を転嫁できる特別措置が盛り込まれました。これを受けて、10月2日に経済産業省は、「消費税転嫁対策室」を設置し、約500人の「転嫁対策調査官 (転嫁Gメン)」を中小企業庁や全国の経済産業局に配置しました。調査官は消費税分の不払いや支払い時に対価を差し引くなどの行為が行われていないか細かくチェックします。本会も相談窓口になっています。

2つ目は、「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置」です。消費税に関連する形での安売り宣伝や広告を行うことが禁止されます。「消費税は当店が負担します」や「消費税8%分還元セール」といったあたかも事業者が消費税を負担するような宣伝や広告は認められませんのでご注意ください。

3つ目は、「価格の表示に関する特別措置」です。この特別措置により、平成29年3月31日ま

で「総額表示義務」に特例が設けられ、「税抜表示」や「税抜価格の強調表示」が認められます。価格の表示方法は、小売業やサービス業の皆様にとりまして一番の関心事と思われます。すでに、飲食店や小売店の方々からのご相談を受けています。報道によると、大手小売店や飲食店等では、すでに表示に関する方針を決めたところもあります。表示の方法には各々長所と短所がありますので、同業種企業の動向を参考にするのも良いでしょう。

また、税抜きのみで表示することを検討している方は、表示価格が税抜価格であることを明瞭に認識できる方法で行う必要がありますので、ご注意ください。

4つ目は、「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置」です。これにより、「転嫁カルテル」および「表示カルテル」について独占禁止法の適用除外制度が設けられました。複数の企業が話し合っ、消費税率引上げに際して、消費税の転嫁方法や表示方法の取り決めをすることです。すでに、公正取引委員会に対し「転嫁カルテル」の届け出を行った団体もあります。

最後になりますが、本会では消費税転嫁対策として、来月「経営の見える化講座」を開催します。自社の強みと経営課題を見極める講座です。利益を生む経営体質づくりに、ぜひご活用ください。

出席報告

例会日	会員数	出席	出席率に用いる数	%
10月31日	37	22	31	70.97

☆ 欠席をしたらメイクアップをしましょう ☆

☆ 近隣クラブ例会日 ☆

クラブ名	例会場	例会時間
東金	東金商工会館4F中ホール 0475-52-1101	火 12:30～13:30
大原	いすみ市商工会 0470-62-1191	木 12:30～13:30
大網	中部コミュニティセンター 0475-73-3337	水 12:30～13:30
東金 ビュー	エストリアンドテニスクラブ 0475-55-1111	木 第2・4週12:30～13:30 第1・3・5週19:00～20:00
成田	成田ビューホテル内 0476-32-1111	金 12:30～13:30
銚子	銚子商工会館5F 0479-25-3111	水 12:30～13:30
旭	ヒューマンプラザ黄鶴内 0479-63-0007	金 12:30～13:30 夜間例会18:30～20:30
八日市場	千葉興業銀行八日市場支店内 0479-72-1561	火 12:30～13:30
多古	多古町コミュニティプラザ 0479-76-7811	火 12:30～13:30
成田 コスモパルク	ホテル日航成田内 0476-32-1144	水 12:30～13:30 第5例会18:30～

ニコニコボックス

越川博光君・土屋俊夫君・富一美君
鈴木恭一君・内田裕雄君・小林定雄君
石田喜一君・古西弘和君・行木英夫君
伊藤元雄君・秋葉講一君・高田一行君
倉石昌治君

…鈴木商工会指導員様卓話をありがとうございます
います

本日計	13,000円
累計	397,305円



